

# 愛媛県医療ソーシャルワーカー協会会則

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、愛媛県医療ソーシャルワーカー協会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を愛媛県中予地区管内に置く。

(目的)

第3条 本会は、医療社会事業の発展を期するため、会員相互の協力により、その資質を高め、公衆衛生の向上と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 医療社会事業の普及及び啓発に関すること。
- (2) 医療社会事業の調査及び研究に関すること。
- (3) 会員の身分の確立に関すること。
- (4) 刊行物の発行に関すること。
- (5) 関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) その他目的達成に必要なこと。

## 第2章 会員

(種別)

第5条 本会は、正会員、準会員及び賛助会員をもって構成する。

(資格)

第6条 正会員は、医療保健分野においてソーシャルワーカー業務に従事し、尚且つ理事会が承認した者とする。

2 準会員は、本会の目的に同意し、本会が行う研究及び研修活動に参加する個人とする。

3 賛助会員は、本会の目的に賛同し、事業に協力する個人及び団体とする。

第7条 削除

第8条 削除

第9条 削除

(入会)

第10条 本会に入会を希望する者は、別に定める入会申込書を提出し、理事会の承認を得なければならない。

(退会)

第11条 本会を退会しようとする者は、退会を希望する7日前までに別に定める退会届を会長に提出し、退会することができる。

(会費)

第12条 本会会員は、別に定める会費を毎年度当初に納入しなければならない。

2 既納の会費は返納しないものとする。

(資格喪失)

第12条の2 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 前条に規定する会費を2年以上滞納したとき。
- (3) 除名されたとき。

(除名)

第12条の3 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において出席した正会員の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本会の会則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

### 第3章 役員

(種別及び選出)

第13条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以内
- (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名を会長、2名以内を副会長、1名を会計とする。
- 3 役員は総会において正会員の中から選任する。
- 4 会長、副会長及び会計は、理事の互選とする。
- 5 監事は他の役員を兼ねることができない。
- 6 会計は他の役職を兼ねることができる。

(職務)

第14条 役員の仕事は、次の通りとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統轄する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- (3) 会計は、本会の会計業務を行う。
- (4) 理事は、理事会を構成し、会則及び総会の議決に基づいて会務を執行する。
- (5) 監事は、本会の会計及び会務の執行状況を監査する。

第15条 削除

(任期)

第16条 役員の仕事は、2年とする。但し、4期(8年)を超えない範囲での重任を認める。

- 2 補欠又は増員により選任された役員の仕事は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は辞任又は任期満了の場合において、後任者が就任するまでは、前任者がその職務を行わなければならない。

(解任)

第16条の2 役員が次の各号の一に該当するときは、総会において、出席した正会員の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 身体の故障のため職務の執行に耐えられないと認められるとき。
- (2) 役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(顧問・相談役)

第17条 本会に顧問又は相談役を置くことができる。

- 2 顧問又は相談役は、理事会の議決を経て会長が委嘱し、重要な会務について会長の諮問に応ずる。

### 第4章 会議

(種別)

第18条 会議は、総会及び理事会とする。

- 2 総会は、定期総会及び臨時総会とする。
- 3 理事会は、定期理事会及び臨時理事会とする。

(総会の構成)

第19条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第19条の2 総会は、この会則に関する事、事業に関する事、収支に関する事、役員に関する事、その他の本会の運営に関する重要事項を議決する。

(総会の開催)

第19条の3 定期総会は、毎年1回以上開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
  - (1) 理事の過半数が必要と認め、召集を請求したとき。
  - (2) 正会員の4分の1以上から総会の目的を記載した書面により、召集の請求があったとき。

(総会の召集)

第19条の4 会議は、会長が召集する。

2 会長は、前条第2項の規定により請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を召集しなければならない。

3 定期総会及び臨時総会を召集するときは、会議を構成する正会員に対し、会議の日時、場所、目的及び審議項目を7日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第19条の5 総会の議長は、総会において、出席正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第19条の6 総会は、正会員の過半数以上の出席がなければ、その議事を開き、その議決をすることができない。但し、委任状をもって出席に代えることができる。

(総会の議決)

第19条の7 総会の議事は、この会則に別段の定めがある場合を除き、出席した正会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の機能)

第20条 理事会は、会務の執行に関すること、総会に附議すべき事項の審議、決定及び入会の承認を行う。

(理事会の開催)

第20条の2 定期理事会は、毎年1回以上開催する。

2 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 理事の3分の1以上から理事会の目的を記載した書面により、召集の請求があったとき。

(理事会の召集)

第20条の3 会長は、前条第2項第2号の召集を請求されたときは、その日から14日以内に臨時理事会を召集しなければならない。

2 定期理事会及び臨時理事会を召集するときは、会議を構成する理事に対し、会議の日時、場所、目的及び審議項目を3日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第20条の4 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第20条の5 理事会の議事は、出席した理事の3分の2以上で決する。

(理事会の構成等)

第20条の6 理事会には、第19条及び第19条の6の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるものは「理事会」と、「正会員」とあるものは「理事」と読み替えるものとする。

(部会)

第21条 本会会員の資質向上、広報活動及び社会貢献活動を行うため、教育部会、広報部会、研修部会及び社会貢献活動部会を置く。

2 部会の運営に関して必要なことは、別に規程で定める。

## 第5章 会計

(経費)

第22条 本会の経費は、会費及びその他の収入をもってこれにあてる。

(予算及び決算)

第22条の2 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は総会の議決により定め、収支決算は、年度終了後2ヶ月以内に監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第23条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌3月31日に終わる。

## 第6章 会則の変更及び解散

(会則の変更)

第24条 この会則の変更は、総会において出席者の3分の2以上の同意を得なければならない。

(解散)

第24条の2 本会を解散するためには、総会において正会員の総数の4分の3以上の同意を得なければならない。

## 第7章 補 則

(補則)

第25条 この会則の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定めることができる。

## 附 則

1. この会則は、昭和62年7月10日制定し施行する。
2. この会則は、平成27年4月25日第13条、第14条、第16条及び第21条の一部改正し施行する。
3. 平成27年4月25日施行の会則第16条に規定する任期の期間については、施行時からの任期の期間とし、施行前の任期の期間は含めないものとする。